

札幌法務局管内新築建物課税標準価額認定基準表

(基準年度 : 平成30年度)

(1平方メートル単価・単位:円)

種類 \ 構造	木造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
居宅	97,000	-	93,000	109,000	118,000	-
共同住宅	85,000	-	93,000	109,000	118,000	-
旅館・料亭・ホテル	-	-	-	-	-	-
店舗・事務所 ・百貨店・銀行	73,000	-	70,000	102,000	-	-
劇場・病院	83,000	-	-	-	-	-
工場・倉庫・市場	41,000	-	19,000	68,000	100,000	-
土蔵	-	-	-	-	-	-
附属家	40,000	-	19,000	66,000	98,000	-

※ 本基準により難しい場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

なお、木造・居宅(共同住宅を含む)の最低階が鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、当該部分が物置又は車庫となっている場合の㎡単価は、当該部分につき62,000円とする。